第4条(まちづくりに参加する権利)に関する他市状況調査(まとめ)

1. 大阪府下、全国(2015年以降制定)における規定について

市民の「権利」を規定する自治体は、大阪府下で13団体、全国で14団体ありました。 そのうち、府下13団体のすべて及び全国9団体が「参加する権利」と表現しており、その他5団体が「参加することができる」と表現しています。

「権利」		条文の書き方	
規定あり自治体数		"権利を有する"	"参加することができる"
大阪府下	13	13	0
全国	14	9	5

2. 事務局の考え方

第1回評価委員会にて、権利という表現は義務が伴う重い印象を受けるとの意見が出され、「参加することができる」や「参加する権利を侵されない」とした表現のご提案を頂きましたが、第4条の検討経過(追加資料2参照)にもある通り、まちづくりへの参加は<u>義務ではなく市民の権利</u>であるとともに、参加しない自由も尊重するべきと考えております。

「参加する権利を有する」と「参加することができる」は、いずれも参加不参加の判断は自由であり、尊重すべきことであることは共通しています。しかしながら、表現を変更することで、市民の参加する権利に裁量の余地があるかのように捉えられ、現行の規定より、権利の保障が不安定になる恐れがあります。そのため、「参加する権利を有する」という表現がより市民の権利を尊重し、参加する機会を保障するものと考えます。

(市民が)参加する権利を有する

- 市民が「まちづくりに参加する」という権利が保障されている。
- 市民が参加することができない場合は、参加できるよう市に求めることができる。
- ・市は市民が参加できるように支援する必要がある。

(市民が)参加することができる

- 市民が参加することもできるが、ある条件下では参加できないと判断されることもありうる。
- 参加できない人がいても、市の支援がない場合もありうる。

人によって 受け取り方が 違うかも…

